

栃木県入札適正化委員会（第2回）の概要について

- 1 開催日 令和4（2022）年12月16日（金） 午前10時から
- 2 開催場所 栃木県庁舎東館3階入札室
- 3 出席委員 委員長 丸岡 正知 宇都宮大学地域デザイン科学部准教授
委員 岡田 豊子 建築士
委員 小野 民樹子 弁護士
委員 藤島 博英 足利大学工学部講師
委員 横須賀 徳博 弁護士
(委員5名中、出席委員5名)
- 4 審議対象期間 令和4（2022）年4月1日から令和4（2022）年9月30日まで
- 5 対象案件 総数 975件
抽出案件 5件
(内訳：一般競争入札 2件、指名競争入札 2件、随意契約 1件)

6 議事等の概要

(1) 報告事項

- 1 入札及び契約手続きの運用状況、指名停止の運用状況等について
事務局から、今回の審議対象期間中に発注した工事及び指名停止の適用状況について報告しました。
また、再苦情処理については、今回は対象案件がない旨報告しました。
- 2 審議案件の選定理由について
藤島委員から審議案件事案を選定した理由について報告がありました。

(2) 審議事項

- 1 「栃木県立足利高等学校新校校舎新築工事」について
 - ・工事箇所 足利市有楽町
 - ・県土整備部建築課発注（一般競争入札）
- 2 「一般国道119号日光橋橋梁補修工事」について
 - ・工事箇所 一般国道119号 日光市山内
 - ・県土整備部日光土木事務所発注（一般競争入札）
- 3 「道路改良工事119号その18（快安道補）」について
 - ・工事箇所 一般国道119号 宇都宮市宇都宮環状北上戸祭
 - ・県土整備部宇都宮土木事務所発注（指名競争入札）
- 4 「集中制御交通信号機改良工事」について
 - ・工事箇所 宇都宮市中戸祭町1丁目7番15号 栃木医療センター南 外8
 - ・警察本部会計課発注（指名競争入札）
- 5 「川治第一発電所側路弁修繕工事」について
 - ・工事箇所 日光市川治温泉川治字元湯117番地
 - ・企業局今市発電管理事務所発注（随意契約）

(3) 審議結果について

いずれの審議案件とも適正であると認められました。

主な質疑については次のとおりです。

【審議案件1について】

- Q 参加条件を3者JVとしている理由は何ですか。
- A 予定価格の金額によって取扱いが決まっているためです。
- Q 参加条件である同種・類似工事の実績を「請負金額500万円以上の建築一式工事」としていますが、発注する工事の規模に応じて金額を上げてはいかがでしょうか。また、今までそのような調整を行った事例はありますか。
- A 入札参加条件については、広く参加者を募るため一般的に500万円以上という設定にて運用しているところです。

なお、総合評価点の算定の際に評価対象とする工事实績については、実際の工事概要を考慮した条件を設定して絞り込みを行っています。

Q 無効となっている事業者は、低入札調査基準価格を下回ったためですか。

A 低入札調査基準価格の関係ではなく、入札書の記載金額が予定価格を超えていたため無効となったものです。

【審議案件2について】

Q 入札参加業者が3者となっていますが、これは業者数として多いのでしょうか、少ないのでしょうか。また、3者中2者が辞退した理由は何ですか。

A 専門性の高い橋梁補修工事のため、業者数としては平均的なものと考えています。また、辞退理由については、施工体制確保の困難や金額の折り合い等によるものと聞いています。

Q 日光という地域条件を勘案すると、工期を長めにとって冬場の施工は避けた方がよいのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

A 本件については、本工事完了後に再塗装工事も予定しており、早期補修完了に向け事業を進める必要がありました。また、橋梁点検結果からも緊急性の高い工事となっており、これらを考慮して工期を設定いたしました。

Q 参加条件にある「同種・類似工事」の完成引渡時が、平成18年度以降となっている理由は何ですか。

A 過去15年間の実績で評価するルールとなっているためです。

【審議案件3について】

Q 一般競争入札ではなく、指名競争入札を選択した理由はなんですか。

A 本案件自体の契約工期は長いものの、別発注で7月中旬に予定していた上戸祭立体の供用開始までに完了させなければならない部分の工事も含まれており、この部分の工期を十分に確保する必要がありました。このため、一般競争入札に比べて手続きを約1ヶ月間短縮できる指名競争入札を選択し、短縮期間を工事の施工期間に充当することで必要十分な工期を確保することとしました。

Q 入札結果を見ると、多くの業者が予定価格で応札しており落札意欲が低いように感じますが、いかがでしょうか。

A 本案件は交通量が特に多い路線での交差点工事であり、交通規制等に最大限の配慮を要することから、工事の半分以上は夜間施行となっています。また、交通規制等に要する経費が多額になること、夜間工事の人員確保が難しいこと、隣接する他社の工事との工程調整が必要であり、工事の工程計画を立てづらいこと等の理由から、積極的に落札したいと思う業者が少なかったものと思料されます。

Q 隣接する別工事を受注した業者は、今回の指名業者に含まれていますか。

A 多くの業者が受注機会を得られるよう同一工区内で施行中の業者は指名しないこととしているので、本工区内でも同様に対応しています。

Q 本案件の工事内容は特殊なものですか。

A 側溝、縁石、路盤や舗装などであり、一般的な道路工事の内容となっています。

【審議案件4について】

Q 老朽信号機を更新しているとのことですが、耐用年数は何年ですか。

A 警察庁の基準では19年とされており、県も原則としてその基準に準じた対応を行っています。

Q 老朽信号機は多数あると思いますが、まとめて更新せず、今回6機に限定して入札している理由は何ですか。

A 執行可能予算額に限りがあるため、地区別に更新の年次計画を立てエリア別に順次更新を行っています。

Q 県は予定価格と資材価格を事前公表し、最低制限価格の算出要領を公表しているのですが、最低制限価格の算出は可能と思いますが、今回失格者が出ている理由は何ですか。

A 業者の見積もり誤りと推測されます。

Q 信号機工事を施工できる業者はどのように選定しているのですか。

A 信号機工事の施工技術を要する業者のなかから工事の都度選定をしています。

Q 3連続指名業者及び前回落札業者を指名選定から除外している理由は何ですか。

A 信号機工事は年間150件相当に及びますので、「指名選定委員会内規（警察用）」に基づき、指名業者に偏りが出ないように公平性を保つ目的で除外しています。

Q 今回、指名業者を10者としている理由は何ですか。

A 「栃木県建設工事請負業者選定要綱」に基づき2,000万円～5,000万円の工事の場合は基本数である10者を選定しています。また、選定に際しては、発注者側の恣意性を排除するため、パソコン上で発生させた乱数を業者に割り振って順位付けするランダム選定を行っています。

Q 最低制限価格を入札の都度変動させる予定はありませんか。

A 「栃木県最低制限価格制度事務処理要領」に基づく最低制限価格の設定方法を採用しています。

【審議案件5について】

Q 側路弁の耐用年数は何年ですか。

A 約12年程度です。

Q 今後、側路弁以外の機器を更新する場合にも随意契約で行いますか。

A メーカー独自の機器については随意契約となりますが、例えば温度計など汎用性があるものは指名競争入札となります。

Q 人工弁と併せて更新する場合も随意契約となりますか。

A 水車発電機やその他の機器との連動性を考慮し、随意契約になると思料されます。

Q 見積りは当該業者のみから徴取したのですか。また、予定価格の算出方法と金額の妥当性はどのように判断したのですか。

A 見積りは当該業者のみから徴取しました。予定価格については、機器の数量及び単価についてはメーカーの参考見積りを、人件費の単価は県単価を採用し、間接費は県基準の率に入れ替えて積算しました。また、金額の妥当性については前回更新した工事(OH)の実績から判断いたしました。

Q 川治第一発電所の工事は今後も当該業者が主体となると思いますが、別メーカーが参入する余地はありますか。

A 水車発電機更新のような機器の全取り替えとなる大規模改修工事となれば別メーカーが参入することもあると思料されます。